

随時監査報告

1 三種町監査基準（令和2年三種町監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

随時監査（財務監査）

3 監査の対象

- (1) 公衆電話使用料の収入事務
- (2) 森岳保育園備品購入費の支出事務
- (3) 健康づくり推進員の実態

4 監査の着眼点

手続の合規性及び執行・管理の経済性、効率性、有効性

5 監査の実施内容

(1) 実施期日

令和5年2月13日（月）

(2) 実施手続

提出された証拠を確認し、関係職員等からの説明を聴取した。

6 監査の結果

(1) 公衆電話使用料の収入事務

上記の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務については、改善措置が必要と認められた。

琴丘支所および山本支所においては、現金取扱事務の委任を受けた職員が複数で料金の回収および収入事務（起票）を行っており、収入の時期はあらかじめ明確にしていることが確認された。

引き続き、リスクの防止を意識した事務執行に努められたい。

教育委員会事務局の総務学事係においては、小中学校に設置されている公衆電話について、現金取扱事務の委任を受けていない学校事務職員または学校校務員が単独で料金の回収および収入事務（起票）を行っており、収入の時期は各学校によって異なっていることが確認された。

教育委員会事務局のスポーツ係においては、体育施設に設置されている公衆電話について、現金取扱事務の委任を受けた職員が単独で料金の回収および収入事務（起票）を行っているか、または、収入事務受託者（施設管理者）が収納している。収入事務受託者による手続については、単独で行っているか、複数で行っているか

を委託者側（教育委員会事務局）は把握しておらず、さらに、収入金計算書が未整備であることが確認された。

これらの手続の方法は、地方自治法および三種町財務規則の規定に適合しておらず、また、公金の取扱いを単独で行わせていることについては、リスク管理が甘いと判断する。さらに、収入の時期が統一されていない現状は、料金の回収漏れがあった場合にチェック機能が働きにくいという状態でもあるため、直ちに、収入体制・時期の見直しに着手されたい。

当該監査においては、リスクの防止を意識した事務執行が認められるものもあったが、全体的にみると、収入額の検証については不十分であり、納付に係る手続・書類の統一を図る必要がある。不正行為は、「機会」「動機」「正当化」の3つのリスクがそろったときに発生すると言われている。そのため、料金箱の開錠、料金の回収、回収した料金の確認といった一連の手続における管理・責任体制を明確化するための対策を講じることで、「機会」の防止・予防につなげられたい。

（2）森岳保育園備品購入費の支出事務

上記の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合していることが認められた。

ただし、次の事項については、改善措置が必要と認められた。

施設備品（スチームコンベクションオーブン）については、指名競争入札を行って購入しているが、購入の段階において、一体として使用される施設備品用備品（専用調理器具等）の不足に気付き、不足分を同業者との随意契約により追加購入している実態が確認された。しかし、予算措置に際して徴取した業者見積には、その必要性が明示されておらず、それが職員の認識不足の原因となったものと考えられる。

備品購入に当たっての見積依頼の際は、所期の目的に達する仕様・設計であるかについて、現物・現場の確認を厳に行い、経済性を意識した予算措置および契約手続となるよう努められたい。また、一体管理が必要な備品については、買替に際しての遺漏が生じないように、備品台帳に必要上の特記事項を設けるなどの措置を講じられたい。

（3）健康づくり推進員の実態

上記の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務については、改善措置が必要と認められた。

本町の健康づくり推進員（以下「推進員」という。）は、有償ボランティアとして397人（琴丘地域70人、山本地域215人、八竜地域112人）が活動しており、1人当たり年額3,000円の報償が支払われている。業務は地域ごとに実施されており、健（検）診事業の推進・健康衛生思想の普及・健康づくりに関する

研修・結核予防運動と、内容については概ね地域間の違いはないが、健診受診予定票の回収実績等、業務量については地域間または個人間に差異が認められた。

推進員設立の経緯が地域ごとに異なるため、地域間の業務量に差異が生じてしまうことについては一定の理解を示すが、公金支出の経済性および効率性も考量するに、中長期的な視点での見直しを検討されたい。また、上位規範や関連計画等が不明確であり、人口に応じた定数化とともに、業務・報酬等を明文化するなど、管理体制の確立に向けた設置要綱の整備も進められたい。